

○東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金規程

(令和4年4月20日教規程第32号)

(目的)

第1条 東京農工大学(以下「本学」という。)は、「科学を基盤に人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学」を目指しており、本学修了後に「かがやく博士人材」として地球で活躍していく人材育成に寄与することを目的として東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金(以下「奨学金」という。)を設けるものとする。

(奨学金の対象者)

第2条 奨学金の対象者は、奨学金給付時点において、本学に在学する博士課程学生(博士前期課程を除く。一貫制博士課程は3年次以上、4年制博士課程は2年次以上に在学している者に限る。)で、「かがやく博士人材」となる強い意志のある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 外国政府派遣留学生
- (3) 日本学術振興会特別研究員として採用されている者
- (4) 同一学年にとどまっている者及び在籍期間が標準修業年限を超えた者
- (5) 本奨学金を2回受給したことがある者
- (6) 重複受給ができない他の奨学金等を受給している者

(奨学金の申請)

第3条 奨学金の給付を希望する者は、別に定める奨学金の申込書及び添付資料を期日までに学長へ提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第4条 東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金奨学生(以下「奨学生」という。)の決定は、前条の申請に基づき学長及び役員等による審査を経て学長が行う。

(奨学金の給付内容)

第5条 奨学金の給付額は、50万円とする。

(授業料の免除)

第6条 奨学生の奨学金給付年度の前期及び後期の授業料は、全額を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、9月に修了又は満期退学する者については、前期の授業料の全額を免除する。

(活動報告書の提出)

第7条 奨学生は、奨学金の給付を受けた年度の末日から30日以内に、別に定める活動報告書を提出しなければならない。

(奨学生の決定取消し)

第8条 学長は、奨学生の決定を受けた者が奨学金の給付を受けるまでの間に、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学生の決定を取り消すものとする。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
- (2) 日本学術振興会特別研究員として採用されたとき。
- (3) 東京農工大学学則の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (4) 第7条に規定する活動報告書を期日までに提出しなかったとき。
- (5) その他奨学生として不適格であると認められるとき。

(奨学金の返還及び授業料免除の取消し)

第9条 奨学生が、奨学金の給付を受けた後に前条各号の一に該当すると認められる場合(死亡により前条第1号に該当することとなった場合を除く。)は、学長は教育・学生生活委員会の議を経て、奨学金の返還を求め、授業料免除を取り消すことができる。

- 2 前項において奨学金の返還を求められた奨学生は、定められた期限までに奨学金の全部を返還しなければならない。
- 3 前条第1号、第2号、第3号及び第5号に該当し、第1項の規定により授業料の免除を取り消された奨学生は、免除を受けた前期又は後期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取消しの日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、取消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。
- 4 前条第4号に該当し、第1項の規定により授業料の免除を取り消された奨学生は、免除を受けた前期及び後期の授業料の全額を定められた期限までに納付しなければならない。

(事務)

第10条 奨学金に関する事務は、学務部学務課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、奨学金の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 東京農工大学奨励奨学金規程(平成18年7月3日18教規程第29号)は、廃止する。